

滝沢市商工会エネルギー高騰対策事業継続支援金 (令和8年度事業)募集要項

<はじめに>

- ◆申請受付期間は、**令和8年7月1日（水）から9月30日（水）**までです。
- ◆1事業者1回のみ（店舗ごとではなく事業者単位）の申請となります。

<申請書類の取得及び提出先>

- ◆滝沢市商工会：滝沢市鶴飼御庭田92-3 ※詳しくはP9「申請先の確認」をご確認ください。
申請書は、滝沢市商工会ホームページ又は窓口から取得してください。
原則郵便にて滝沢市商工会へ提出し、お手元に申請書類写し一式の保管をお願いします。
持参提出の場合は、受け取りのみとさせていただきます。
不備があった場合、返却後、再提出をお願いします。
※滝沢市商工会の会員以外の方でも申請が可能ですが、この機会に会員加入をお願いいたします。

<お問い合わせ先>

本要項の内容を十分にご確認の上、支給要件や申請書類の記載方法等に関してご不明な点がある場合は、下記事務局までお問い合わせください。

滝沢市商工会エネルギー高騰対策事業継続支援金事務局（滝沢市商工会内）

電話番号	019-684-6123
受付時間	午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）
受付期間	令和8年7月1日（水）から令和8年9月30日（水）まで(当日消印有効)

申請にあたって・・・

- ・申請書は、全て書類の不備が解消した日が受理日となります。支援金の支給は、書類が整い内容を確認できたものから順次行います。支給は、受理日から1ヶ月程度を要します。
- ・支援金の不正受給（営業実態を偽って申請すること、事業継続の意思がないのにも関わらず申請すること等）は、犯罪です。警察当局と連携し、厳格に対処します。
- ・申請書類の記入は、黒のボールペンを使用してください。消せるボールペンや鉛筆などの使用は不可です。

滝沢市商工会エネルギー高騰対策事業継続支援金 (令和8年度事業)募集要項

目次

1. 滝沢市商工会エネルギー高騰対策事業継続支援金(令和8年度事業)について

(1) 目的	P. 1
(2) 概要	P. 1
(3) 支給対象	P. 2
(4) 支給要件	P. 6
(5) 支給額	P. 6
(6) 支給要件等の確認方法	P. 7

2. 申請手続き

(1) 手続きの流れ	P. 9
(2) 申請受付期間	P. 9
(3) 留意事項	P. 10

3. 提出書類

(1) 提出・添付書類に関する注意点	P. 11
(2) 法人の場合	P. 11
(3) 個人事業者の場合	P. 11
(4) 申請書類記載例	P. 12

4. 参考

申請書類の注意事項	P. 17
-----------	-------

1. 滝沢市商工会エネルギー高騰対策事業継続支援金(令和8年度事業)について

(1) 目的

エネルギー価格の高騰や物価高騰の影響を受けている中小企業者等に対し、予算の範囲内で支援金を支給することにより事業負担を軽減し、事業継続及び経営の安定化を図ることを目的とする。

(2) 概要

■支給対象者 ※次の①から⑩の全てに該当する中小企業者であること。

- ① 滝沢市に本店所在地(履歴事項全部証明書に記載)がある、若しくは、営業所(支店)が滝沢市にある法人等、又は滝沢市内に住所(確定申告書に記載)がある個人事業者等の中小企業者であること。
- ② P. 2から3に定める対象業種を営む事業者であること。
- ③ ●法人の場合：直近(令和8年4月期以前)の事業年度の水道光熱費または車両費が令和4年度から令和6年度の中の任意の事業年度の水道光熱費または車両費と比較して10%以上増加している中小企業者であること。
●個人の場合：令和7年の水道光熱費または車両費が令和4年から令和6年の中の任意の年の水道光熱費または車両費と比較して10%以上増加している個人事業者であること。
- ④ 申請時点で事業を営んでおり、今後も事業継続の意思があること。
- ⑤ 2年または2期以上事業を継続しており、対象事業年度と比較する過去の任意の対象事業年度を含む確定申告を行っていること。(※1)
- ⑥ 法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に規定する公共法人でないこと。
- ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。
- ⑧ 暴力団でなく、又その構成員が暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと。(※2)
- ⑨ 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体でないこと。
- ⑩ 関係法令を遵守していること。

■要件 ※以下の全てに該当すること

- ① 水道光熱費または車両費増加

法人の場合：直近(令和8年4月期以前)の事業年度の水道光熱費または車両費が令和4年度から令和6年度の中の任意の事業年度の水道光熱費または車両費と比較して10%以上増加している中小企業者であること。

個人の場合：令和7年の水道光熱費または車両費が令和4年から令和6年の中の任意の年の水道光熱費または車両費と比較して10%以上増加している個人事業者。

- ② 事業継続

申請時点で事業を営んでおり、今後2年以上事業継続の意思があること。

■支給額 1中小企業者 5万円

事業者単位で支給します。(店舗等の事業所単位ではありません。)

※1 何らかの理由により確定申告を免除されている事業者にあつては、当該理由が合理的であり、確定申告書類と同等の書類を適切に作成していた時は支給の対象とする場合がある。

※2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に定めるものをいう。

(3) 支給対象

①対象業種

「確定申告書」や「法人事業概況説明書」、「青色申告決算書」、「(白色)収支内訳書」等に記載している業種が下記の対象業種一覧表に該当する中小企業者を対象とします。

※複数の業種にまたがる場合

売上の過半を占める業種をもって、中小企業者に該当するかどうか判断してください。

【対象業種一覧表（1／2）】

大分類	中分類（又は小分類）
C（鉱業、採石業、砂利採取業）	05 鉱業、採石業、砂利採取業
D（建設業）	06 総合工事業 07 職別工事業（設備工事業を除く） 08 設備工事業
E（製造業）	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業（家具を除く） 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 15 印刷・同関連業 16 化学工業 17 石油製品・石炭製品製造業 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業
F（電気・ガス・熱供給・水道業）	33 電気業 34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業
G（情報通信業）	37 通信業 38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット附随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業
H（運輸業、郵便業）	42 鉄道業 43 道路旅客運送業 44 道路貨物運送業 45 水運業 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 49 郵便業（信書便事業を含む）

(3) 支給対象

①対象業種

【対象業種一覧表（2／2）】

大分類	中分類（又は小分類）
I（卸売業、小売業）	50 各種商品卸売業 51 繊維・衣服等卸売業 52 飲食料品卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業 56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業 61 無店舗小売業
J（金融業、保険業）	62 銀行業 63 協同組織金融業 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
K（不動産業、物品賃貸業）	68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業 70 物品賃貸業
L（学術研究、専門・技術サービス業）	71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業（他に分類されないもの） 73 広告業 74 技術サービス業（他に分類されないもの）
M（宿泊業、飲食サービス業）	75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
N（生活関連サービス業、娯楽業）	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業
O（教育、学習支援業）	81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業
P（医療、福祉）	83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業
Q（複合サービス事業）	86 郵便局 87 協同組合（他に分類されないもの）
R（サービス業） 【他に分類されないもの】	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業（別掲を除く） 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 (931 経済団体) (932 労働団体) (933 学術・文化団体) (939 他に分類されない非営利的団体) 95 その他のサービス業

※ 総務省「日本標準産業分類（平成21年3月23日告示第175号(平成25年10月改定)）」に基づく分類となります。

(3) 支給対象

②中小企業者の規定

中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する会社及び個人（ただし、ゴム製品製造業及びソフトウェア業又は情報処理サービス業並びに旅館業にあつては、中小企業支援法施行令（昭和38年政令第334号）第1条の規定による）をいいます。（下記表のとおり）

【中小企業要件表】

業 種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業・建設業・運輸業・その他 （下記に掲げる業種を除く）	3億円以下	300人以下
うちゴム製品製造業（自動車又は航空機 用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用 ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
うちソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
うち旅館業（宿泊業）	5,000万円以下	200人以下
小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下

※ 上表は対象業種を示すものではありません。対象業種については、対象業種一覧表（P. 2～3）をご確認ください。

※ その他の法人や組合、法人格のない社団等も上記表の要件に該当し、中小企業者と同等の規模で営利事業を営み、その事業収入について決算や確定申告等を行っている場合は申請することができます。また、出資金等がない団体の場合は、従業員数で中小企業要件を判断します。

（例：特定非営利活動法人、一般社団法人、社会福祉法人、医療法人 等）

(3) 支給対象

③従業員の定義

中小企業者の定義における従業員の考え方は「解雇の予告を必要とする者」とされています。従って、アルバイトやパートタイム労働者であっても、期間の定めなく雇用されていたり、期間を定めて雇用していても契約を更新している場合は、「解雇の予告を必要とする者」に含まれますので、従業員として計数してください。

④支給対象とならない中小企業者

ア 「みなし大企業」に該当する法人

- ①発行済株式の総額又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している事業者
- ②発行済株式の総額又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している事業者
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める事業者

イ その他、支給対象とならない中小企業者

- ①●法人の場合：直近（令和8年4月期以前）の事業年度の水道光熱費または車両費が令和4年度から令和6年度の中の任意の事業年度の水道光熱費または車両費と比較して10%以上増加していない中小企業者
 - 個人の場合：令和7年の水道光熱費または車両費が令和4年から令和6年の中の任意の年の水道光熱費または車両費と比較して10%以上増加していない個人事業者
- ②申請時点で事業を休業している、または事業を継続する意思がない中小企業者
確定申告書第一表における「収入金額等」の欄の「事業収入」を申告している場合であっても、使用人（雇用主）との間で雇用契約を締結している労働者
- ③主たる売上を農林漁業収入が占める中小企業者
- ④その他の支給要件に該当しない中小企業者

⑤個人事業者の規定

個人事業者とは、原則として、収入を所得税確定申告書第一表における「収入金額等」の欄の「事業収入」により申告し「継続・反復して事業を行っている個人」を指します。

ただし、同申告書において、収入を「雑所得」・「給与所得」・「不動産所得」として申告している場合は、事業実態を確認する資料により個別に判断します

【追加書類】

業務委託契約書等の写し（契約書の名称が「雇用契約」、「労働契約」、「委任契約」等の契約書ではないこと）、支払調書の写し、源泉徴収票の写し、支払明細書の写し、報酬が支払われたことが分かる通帳の写し、国民健康保険被保険者証の写し等

●対象外となる場合

確定申告書第一表の「収入金額等」の欄の「事業収入」を申告している場合であっても、使用人（雇用主）との間で雇用契約を締結している労働者が事業を副業として営んでいる場合は、**本支援金は対象外**です。

（４） 支給要件

以下の２つの支給要件等を全て満たしているか具体的にご確認の上、申請書を作成してください。

要件１ 水道光熱費または車両費増加

- 法人の場合：直近（令和８年４月期以前）の事業年度の水道光熱費または車両費が令和４年度から令和６年度の中の任意の事業年度の水道光熱費または車両費と比較して、１０％以上増加している中小企業者であること。
- 個人の場合：令和７年の水道光熱費または車両費が令和４年から令和６年の中の任意の年の水道光熱費または車両費と比較して１０％以上増加している個人事業者であること。

要件２ 事業継続の意思

申請時点において事業を営んでおり、今後も事業継続の意思があること。

（５） 支給額

支給額は下記の通りです。事業者単位で支給します。（店舗等の事業所単位ではありません。）

1 中小企業者

5 万円

(6) 支給要件等の確認方法

参考 ①水道光熱費または車両費確認書類の例

ア. 法人の場合

①対象年度（直近(令和8年4月期以前)）の水道光熱費または車両費確認書類

決算報告書内の損益計算書の水道光熱費または車両費の金額

②基準年度（令和4年度～令和6年度）の水道光熱費または車両費確認書類

決算報告書内の損益計算書の水道光熱費または車両費の金額

【単位： 円】 損益計算書		
〇〇株式会社 自：令和〇年〇月〇日 至：令和〇年〇月〇日		
I 売上高		
売上高		
II 売上原価		
期首商品棚卸高		
当期商品仕入高		
計		
期末製品棚卸高		
売上総利益		
III 販売費及び一般管理費		
広告宣伝費		
役員報酬	水道光熱費の場合 決算報告書 損益計算書の赤枠内【水道光熱費】に記載された金額	
給料・賞与		
旅費交通費		
水道光熱費		
消耗品費	車両費の場合 決算報告書 損益計算書の赤枠内【車両費】に記載された金額	
交際費		
減価償却費		
車両費		
雑費		
営業利益		
IV 営業外収益		
受取利息		
V 営業外費用		
支払利息		
経常利益		
法人税等		
当期利益		

(6) 支給要件等の確認方法

参考 ①水道光熱費または車両費確認書類の例

イ. 個人事業者（青色申告）の場合

①対象年（令和7年）の水道光熱費または車両費確認書類

令和7年分所得税青色申告決算書の水道光熱費または車両費の金額

②基準年（令和4年～令和6年）の水道光熱費または車両費確認書類

所得税青色申告決算書の水道光熱費または車両費の金額

令和 0 年分所得税青色申告決算書（一般用）

FA3000

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所	氏名	事務所所在地
事業所所在地	電話番号（事業所）	氏名（名称）
業種名	加入団体名	電話番号

令和 年 月 日 損益計算書（自 月 日至 月 日）

科目	金額	科目	金額	科目	金額
売上（収入）金額（雑収入を含む）①		消耗品費⑩		貸倒引当金⑮	
期首商品（製品）②		減価償却費⑪		繰上引当金⑯	
期末商品（製品）③		福利厚生費⑫		計⑰	
仕入金額④		給料賃金⑬		専従者給与⑱	
小計⑤②+③④		外注工賃⑭		貸倒引当金⑲	
期末商品（製品）⑥		利子割引料⑮		繰上引当金⑳	
期首商品（製品）⑦		地代家賃⑯		計㉑	
差引原価⑧⑤-⑥⑦		貸倒金⑰		青色申告特別控除額㉒	
差引金額⑨⑧-⑨		車両費㉓			
租税公課⑩					
水道光熱費㉔					
雑費交通費⑪					
通信費⑫					
広告宣伝費⑬					
接待交際費⑭					
損害保険料⑮					
修繕費⑯					
差引金額⑰⑩-⑰					

車両費の場合
所得税青色申告決算書
赤枠に記載された金額

水道光熱費の場合
所得税青色申告決算書
赤枠に記載された金額

ウ. 個人事業者（白色申告）の場合

①対象年（令和7年）の水道光熱費または車両費確認書類

令和7年分収支内訳書の水道光熱費または車両費の金額

②基準年（令和4年～令和6年）の水道光熱費または車両費確認書類

収支内訳書の水道光熱費または車両費の金額

令和 0 年分収支内訳書（一般用）

FA0303

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所	氏名	事務所所在地
事業所所在地	電話番号（事業所）	氏名（名称）
業種名	加入団体名	電話番号

令和 年 月 日 収支内訳書（自 月 日至 月 日）

科目	金額	科目	金額
売上（収入）金額①		雑費交通費⑩	
家事消費費②		通信費⑪	
その他の収入③		広告宣伝費⑫	
小計④②+③		接待交際費⑬	
期首商品（製品）⑤		損害保険料⑭	
仕入金額⑥		修繕費⑮	
期末商品（製品）⑦		消耗品費⑯	
期首商品（製品）⑧		福利厚生費⑰	
差引原価⑨⑤-⑧		給料賃金⑱	
差引金額⑩⑨-⑩		外注工賃⑲	
租税公課⑪		地代家賃⑳	
水道光熱費㉔		利子割引料㉑	
雑費交通費⑫		貸倒金㉒	
通信費⑬		貸倒引当金㉓	
広告宣伝費⑭		計㉕	
接待交際費⑮			
損害保険料⑯			
修繕費⑰			
消耗品費⑱			
福利厚生費⑲			
給料賃金㉑			
外注工賃㉒			
地代家賃㉓			
利子割引料㉔			
貸倒金㉕			
貸倒引当金㉖			
計㉗			

車両費の場合
収支内訳書赤枠に記載された金額

水道光熱費の場合
収支内訳書赤枠に記載された金額

2. 申請手続き

(1) 手続きの流れ

①申請先の確認

住 所	滝沢市鵜飼御庭田92-3
電 話 番 号	019-684-6123
電話受付時間	午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）
電話受付期間	令和8年7月1日（水）から令和8年9月30日（水）まで（当日消印有効）

商工会のホームページ内においても掲載しております。ご確認ください。

【ホームページ】

（名称）滝沢市商工会

（URL）<https://takizawashi-shokokai.com/>



②申請書類の取得

申請書類は、商工会のホームページからダウンロードするか、商工会の窓口にてお受け取りください。

※7月1日（水）以降、商工会のホームページ等でお知らせします。

③支援金の申請

提出書類の不備があった場合は郵送にて返却いたしますので、再度提出をお願いいたします。

提出書類については必ず写しを取り、保管してください。

保管にあたっては、申請から5年間（令和14年3月31日まで）保管する必要があります。また、申請内容については必ずご自身で把握してください。

※商工会の会員以外の方でも申請が可能です。

(2) 申請受付期間

令和8年7月1日（水）から令和8年9月30日（水）まで（当日消印有効）

※なお、執行状況によっては、締切を前倒しする場合があります。

(3) 留意事項

- 必要に応じて、申請内容の説明や資料の追加提供等を求めることがあります。
- 提出書類に不備があったり、判読が困難（コピーが薄い、文字や数字が読みにくい等）であったりする場合には、再提出等をお願いすることがあります。この場合、支給までに相当な時間を要することがありますので、申請前に提出する書類の確認を十分に行ったうえで、申請してください。また、申請内容については必ずご自身で把握してください。
- 本支援金は他の補助金等との併給を可としていますが、他の補助金等において併給を禁止している場合もありますので個別にご確認ください。
- 審査の結果、支援金を支給する旨を決定したときは、後日通知いたします。なお、支給しない旨の決定をしたときは、その旨と理由をお示しします。
- 支援金の支給後、支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支給決定を取り消します。
この場合、申請者は、滝沢市商工会に支援金を返金するとともに、加算金や期限までに納付しなかった場合には延滞金をお支払いいただくこともありますので、ご承知おきください。
- 不正受給は犯罪です。警察当局と連携し、厳正に対処します。**
- 滝沢市商工会や滝沢市が申請内容（営業実態や事業継続の有無等）について調査する場合があります。その場合、申請者は滝沢市商工会や滝沢市に協力するとともに、速やかに状況を報告してください。
- 申請書に記載された個人（法人）情報は、支援金の審査・支給の目的で使用し、その他の目的には使用しません。
- 会計処理に当たっては、支援金収入を他の収入と区別できるようにしてください。
- 本支援金は所得税及び法人税の課税対象となります。

3. 提出書類

(1) 提出・添付書類に関する注意点

○以下の申請書類を提出してください。

○申請時及び支給後においても、追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

○申請時の書類の記入には、黒のボールペンを使用してください。(消せるボールペンや鉛筆等は使用不可)

○提出書類は全て **A4サイズ** でご提出ください。

(2) 法人の場合

1	【様式第1号】滝沢市商工会エネルギー高騰対策事業継続支援金(令和8年度事業)申請書兼請求書
2	【様式第2号】誓約書(要自署) ※ ☒ の記載を確認すること
3	●直近事業年度の法人税確定申告書(別表1)の写し、もしくは事業年度分又は連結事業年度分の市町村民税の申告書(第二十号様式)の写し(滝沢市内の営業確認が分かる書類)
4	●水道光熱費または車両費増加要件を満たすことが分かる書類 ・基準年度と対象年度分の損益計算書の写し
5	●振込先の口座情報が確認できる書類 ・申請者名義口座の通帳の表紙及び見開き1ページ目 ・ネット銀行の場合は、申請者名義口座の名義、口座番号の確認できるページ

(3) 個人事業者の場合

1	【様式第1号】滝沢市商工会エネルギー高騰対策事業継続支援金(令和8年度事業)申請書兼請求書
2	【様式第2号】誓約書(要自署) ※ ☒ の記載を確認すること
3	●令和7年分所得税確定申告書(第一表)の写し
4	●水道光熱費または車両費増加要件を満たすことが分かる書類 ・基準年と対象年分の青色申告決算書(1ページ)または収支内訳書(1ページ)の写し
5	●本人確認書類 ・運転免許証(両面)、マイナンバーカード(表面)等の写しのいずれか1つ
6	●振込先の口座情報が確認できる書類 ・申請者名義口座の通帳の表紙及び見開き1ページ目 ・ネット銀行の場合は、申請者名義口座の名義、口座番号の確認できるページ

3. 提出書類

(4) 申請書類記載例 【様式第1号】 申請書兼請求書

訂正する場合は修正液や修正テープは使用せず、二重線で修正してください。

様式第1号（第6条関係）

申請日は必ずご記入ください

令和 8 年 月 日

滝沢市商工会エネルギー高騰対策事業継続支援金（令和8年度事業）申請書兼請求書

滝沢市商工会 会長 様

以下のとおり、滝沢市商工会エネルギー高騰対策事業継続支援金（令和8年度事業）の支給を申請します。

請求額 5万円

申請者情報									
申請者区分		☐ 法人 ☐ 個人							
フリガナ									
法人名または屋号									
代表者職(※法人のみ)									
フリガナ									
代表者氏名									
所在地		〒 岩手県滝沢市							
法人：本店所在地									
個人：確定申告書記載の住所									
中小企業要件の確認									
主たる業種分類		大分類				中分類			
募集要項の対象業種一覧から、大分類及び中分類を記入してください。		円 従業員数		正社員		パート等		人	
支給要件の確認 水道光熱費または車両費増加要件									
①対象年度の水道光熱費が、②基準年度の水道光熱費と比較して10%以上増加している場合または①対象年度の車両費が、②基準年度の車両費と比較して10%以上増加している場合に要件を満たします。									
①対象年度		②基準年度		増加率		支給要件			
直近の事業年度の		【R4年度～R6年度の期間のうち、任意の年度の水道光熱費または車両費】							
☐ 水道光熱費 ☐ 車両費				円				%	
連絡先									
電子メール									
住所(上記住所と異なる場合)		〒 岩手県滝沢市							
		※申請者住所と異なる住所を通知書等の郵送先として希望される場合に記載してください。							
口座情報									
金融機関名		金融機関コード							
本・支店名		支店コード							
口座種別		☐ 普通 ☐ 当座							
口座番号									
口座名義(カナ)		※通帳の表紙裏面ページのカタカナ名義をご記入ください。 ※申請者名義の口座を指定してください(法人の場合は、当該法人名義のもの)。							

所在地の記載は、地方法人税確定申告書(法人)、確定申告書(個人事業者)に合わせて下さい。

募集要項の対象業種一覧から、大分類及び中分類を記入してください。

水道光熱費または車両費にチェックをしてください。

日中、確実にご連絡のつく電話番号、通知の送り先住所を記入してください。確認の連絡をする場合があります。

- ・金融機関コード、支店コードは通帳やキャッシュカードを確認し、記入してください。
- ・口座名義は、通帳に記載のとおり記入してください。
- ・申請者と口座名義人が異なる場合はお支払いをすることができません。

3. 提出書類

(4) 申請書類記載例 【様式第1号】申請書兼請求書

＜ 水道光熱費または車両費増加率の算出方法 ＞

様式第1号（第6条関係）

令和 8 年 月 日

滝沢市商工会エネルギー高騰対策事業継続支援金（令和8年度事業）申請書兼請求書

滝沢市商工会 会長 様

以下のとおり、滝沢市商工会エネルギー高騰対策事業継続支援金（令和8年度事業）の支給を申請します。

請求額 5万円

申請者情報					
申請者区分	☐ 法人 ☐ 個人				
フリガナ					
法人名または屋号					
代表者職(※法人のみ)					
フリガナ					
代表者氏名					
所在地	〒				
法人：本支店所在地	岩手県滝沢市				
個人：確定申告書記載の住所					
中小企業要件の確認					
主たる業種分類	大分類		中分類		
主な業務内容					
資本金・出資金(※法人のみ)	円	従業員数	正社員	パート等	人
支給要件の確認 水道光熱費または車両費増加要件					
①対象年度の水道光熱費が、②基準年度の水道光熱費と比較して10%以上増加している場合または ①対象年度の車両費が、②基準年度の車両費と比較して10%以上増加している場合に要件を満たします。					
①対象年度	②基準年度		増加率	支給要件	
直近の事業年度の	【R4年度～R6年度の期間のうち、 任意の年度の水道光熱費または車両費】				
☒ 水道光熱費 ☐ 車両費					
R7	50,000	円	R6	40,000	円
				25.0 %	○
連絡先					
担当者					
電話番号			FAX		

＜下記の記載例を参考に計算しています＞

水道光熱費の場合

(対象年度の水道光熱費(R7)－基準年度の水道光熱費(R6)) × 100 = 増加率

基準年度の水道光熱費(R6)

(50,000 円 － 40,000) 円 ÷ 40,000 円 × 100 = 25.0%

口座名義 (カナ)	※通帳の表紙裏面ページのカタカナ名義をご記入ください。 ※申請者名義の口座を指定してください (法人の場合は、当該法人名義のもの)。
-----------	---

【事務局記載欄】

受付	審査番号	審査	管理表入力	決定通知発行	支出命令	支出日

3. 提出書類

(4) 申請書類記載例 【様式第2号】誓約書

記載内容を確認のうえ、記入してください。

様式第2号

誓約書

滝沢市商工会エネルギー高騰対策事業継続支援金（令和8年度事業）の支給を申請するに当たって、下記のとおり誓約します。

誓約内容をよく確認したうえで、☒してください。

1つでも☒が無い場合には、支援金を支給できません。

（虚偽の☒をしていることが判明した場合には、支給した支援金を返納していただきます。）

チェック欄（確認の上、口に入に✓を記入してください）

記

- ☒ 本支援金の支給の申請に当たっては、滝沢市商工会エネルギー高騰対策事業継続支援金（令和8年度事業）募集要項を確認しており、当該要項に記載のある要件を満たし、必要な書類を全て添付していることを誓約します。
- ☒ 申請内容の確認のため、報告や現地調査を求められた際には協力します。
- ☒ 申請に当たり添付した書類について、原本と相違ないことを証します。
- ☒ 無資格受給や不正受給が発覚した場合には、本支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等について公表等の措置が取られる場合があることに同意します。
- ☒ 提出した書類の情報等が、本支援金の事務のために第三者に提供される場合及び本支援金の支給等に必要な範囲において申請者の個人情報に第三者から取得される場合があることについて同意します。
- ☒ 申請者は、申請日時点で事業を営んでおり、本支援金受給後も事業を継続する意思を有しています。
- ☒ 申請者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていません。
- ☒ 申請者は、暴力団（※）でなく、またその構成員は暴力団員（※）又は暴力団員と密接な関係を有する者ではなく、申請事業者の経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していません。
- ☒ 申請者は、政治団体又は宗教上の組織若しくは団体ではありません。
- ☒ 申請者は、関係法令を遵守しています。

※ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に定めるものをいう。

日付は必ずご記入ください。

令和 8 年 月 日

法人名又は屋号	
代表者職（法人の場合のみ）	
代表者氏名 ※要自署	氏名は自筆で署名してください。

**法人
損益計算書**

		【単位： 円】
損益計算書		
〇〇株式会社		自：令和〇年〇月〇日 至：令和〇年〇月〇日
I 売上高		
売 上 高		
II 売上原価		
期首商品棚卸高		
当期商品仕入高		
計		
期末製品棚卸高		
売上総利益		
III 販売費及び一般管理費	水道光熱費の場合 様式第1号の対象年度・基準年度に、損益計算書の赤枠内【水道光熱費】に記載された金額をそれぞれ記入する。	
広告宣伝費		
役員報酬		
給料・賞与		
旅費交通費		
水道光熱費		
消耗品費		
交際費		
減価償却費		
車両費		
雑費		
営業利益	車両費の場合 様式第1号の対象年度・基準年度に、損益計算書の赤枠内【車両費】に記載された金額をそれぞれ記入する。	
IV 営業外収益		
受取利息		
V 営業外費用		
支払利息		
経常利益		
法人税等		
当期利益		

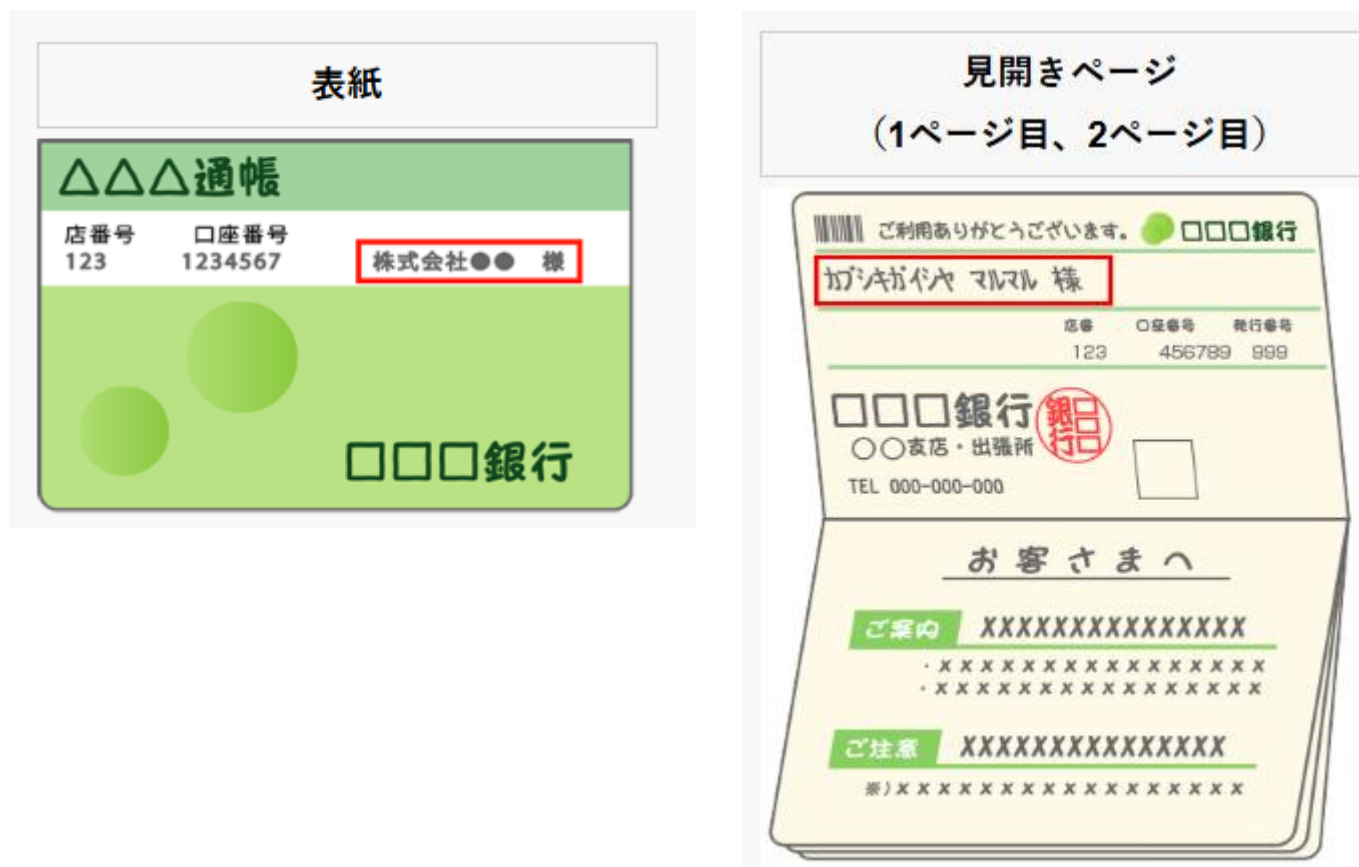
4. 参考

●申請書類の注意事項

法人・個人事業者共通の注意点

○口座名義について

見開き両面のカナ名義の通りに記入してください。カナ名義に代表者役職・氏名が含まれていない場合には、記入不要です。



<お問い合わせ及び申請先>

滝沢市商工会エネルギー高騰対策事業継続支援金事務局

電話番号	019-684-6123
電話受付時間	午前9時～午後5時まで（土・日・祝日を除く）
申請書類送付先	〒020-0655 滝沢市鵜飼御庭田92-3 滝沢市商工会内
申請受付期間	令和8年7月1日（水）～ 令和8年9月30日（水）まで（当日消印有効）